

# 地域中高年雇用受皿事業特別奨励金

地域に貢献する事業を行う法人を新たに設立し、再就職希望の中高齢者（45歳以上60歳未満）を3人以上雇い入れた場合に、新規創業に係る経費の他、雇入れ1人当たり30万円を支給する制度です。

## 主な支給要件

地域に貢献する事業を主たる事業として行う法人を新たに設立すること。

〔地域に貢献する事業とは...〕

個人向け・家庭向けサービス	社会人向け教育サービス
企業・団体向けサービス	住宅関連サービス
子育てサービス	高齢者ケアサービス
医療サービス	リーガルサービス
環境サービス	地方公共団体からの受注事業

事前に事業計画について（財）高年齢者雇用開発協会の認定を受けることが必要です。

法人設立の日（平成14年12月16日以降設立登記した事業主である必要あり）～1年以内に45歳以上60歳未満の対象労働者を3人以上、常用労働者として雇い入れること。

〔対象労働者とは...〕

雇用対策法又は高年齢者雇用安定法の再就職援助計画対象者であり、離職後3ヶ月以内に雇い入れた場合に限られます。

対象労働者の離職前の事業所との間で、営業の譲渡、事業の分割、個人事業主が法人になった場合など、事業内容の同一性がある事業主でないこと。

法人設立の日以降、常用労働者を事業主都合で解雇していないこと。

## 支給額

- 創業後6ヶ月以内に支払った対象創業経費の3分の1（上限500万円）

〔対象創業経費とは...〕

法人設立に係る事業計画作成費	経営コンサルタント等の相談経費等
職業能力開発経費	役員及び従業員に対する教育訓練経費等
設備・運営経費	事業所の工事費、設備・備品、事務所賃借料（6ヶ月分まで）等

- 雇い入れた対象労働者1人当たり30万円（上限100人）

## 支給申請手続き及び窓口

申請受付は、法人設立から6ヶ月経過した日以降。

3人目、4人目または5人目の対象労働者を雇い入れた日から3ヶ月経過後に申請。

申請窓口は、各都道府県高年齢者雇用開発協会

## アドバイス

新しく出来たばかりの助成金制度です。上記のとおり、事務所賃借料等、人件費以外の部分をも助成金の対象としている点が目新しくはありますが、いずれにしても、当制度が対象とするところの「再就職援助計画対象者」というのが、なかなかクリアするのが難しい部分ではないかと思えます。

単に「前職を会社都合で離職した方」という訳には行かず、前企業がリストラ計画やその対象者を事前に行政に提出しており、その計画に沿って「離職した方」を探さなければなりません。

現行の助成金制度でも、この「再就職援助計画対象者」を対象としている制度がいくつかありますが、政府の期待に反して、なかなか実効が上がっていないようです。

中堅規模以上企業のリストラ計画等から生じる離職者をまとめた規模で受け入れる場合等には使えるかもしれませんが…。使い勝手の良い制度となることを期待しましょう！